



SuMi TRUST年金ニュース



(平成29年9月25日)

三井住友信託銀行 年金企画部

確定拠出年金法等の一部改正に伴う関連政省令の パブリックコメント手続きの開始について

平成29年9月22日、確定拠出年金法等の一部改正に伴う関連政省令のパブリックコメント手続きが2件開始され、10月21日までの間、意見募集が行われておりますのでご案内いたします。

I パブリックコメント手続きの開始について

平成28年5月24日に可決・成立した「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」([平成28年5月24日付 SuMi TRUST年金ニュース](#)にてご案内)において、施行日が未確定であった事項(公布の日から2年以内で政令で定める日とされていたもの)に関連する政省令の改正であり、施行日は平成30年5月1日(予定)とされています。

改正内容は、DB・DC・中退共制度間における「制度間ポータビリティの拡充」、「簡易型DC・中小事業主掛金納付制度の創設」の他、確定拠出年金の運用に関する専門委員会([平成29年6月6日付 SuMi TRUST年金ニュース](#)にてご案内)での取りまとめを踏まえ、「DCの運用商品の上限数を35本と定める」ことや「指定運用方法に関する規定の整備」等を行うものです。

詳細は下記URLをご覧ください。

なお、確定給付企業年金制度に関する事項は、[平成28年4月26日付 SuMi TRUST年金ニュース](#)においてもご案内しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495170185&Mode=0>

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495170186&Mode=0>

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581